

## 台風24号で被災した農業施設等の浜松市による被災証明書の交付を検討されている皆様へ

農業施設等の浜松市による被災証明書の交付は、台風等気象災害発生時に市が確認できる範囲の被災について証明するものです。個人の住居や事業所等の罹災証明とは異なります。

### 【農業施設等の被災証明の概要】

1 気象災害の範囲：台風、地震、その他市が認めるもの

### 2 被災証明の対象範囲

① 施設：ビニールハウス、農業用倉庫等

被害の程度によって「全壊、大破、中破、小破」と判定します。

② 作物：種類の限定はありません

被害の程度によって「甚大、中度、軽度」と判定します。

### 3 被災証明書の交付について（手数料：無料）

被災証明の申請は、必要に応じて申請をお願いいたします。

<被災証明書の交付までの流れ>

証明希望第1報（農家→市、農家→JA→市）→ 被災現地確認（農家、JA、市立会）

→ 被災証明願提出（農家→（JA）→市）→ 被災証明書交付（市→農家）

なお、JA会員の方は、原則JAの担当部局を通じてご連絡ください。

※被災状況の現地確認の前までには、正確な農地の地番の事前確認及び当該農地への案内図の準備にご協力をお願いいたします。

### 【参考 被災証明書の使用例 等】

1 被災施設等の修繕に、制度資金(融資)※を活用する際に融資機関へ提出する。

2 当該気象災害のため国庫等活用した補助事業上の目標が達成できない場合の、被災したことの証として利用。

※ 具体的な制度資金等の例：裏面参照（期日の経過によって、内容が追加等される場合があります。）

### 【注意点】

1 被災証明書交付を希望する場合、原則、市職員による現地確認後、施設の修繕や作物の処分・植替え等に着手してください。なお、現地確認前に修繕等に着手する場合は、被災状況の証拠写真を被災施設等ごとに撮影するとともに、その旨を担当課へご連絡ください。

2 農業共済組合を活用している施設、作物については、同共済組合へご連絡ください。

■被災証明書に関するお問い合わせ先：浜松市農業振興課（ほ場の主な住所地でご連絡ください）

東・西・南・中区：457-2332、浜北区：585-1117、北区：523-1113、天竜区：922-0030

【参考】災害時に利用できる主な発動性の制度資金等

制度資金につきましては、災害の状況等により変更がありますので、ご自身で以下の窓口にご確認ください。

発動性：台風等の被害が一定程度以上と判断された場合に地域を限定して、実施されること。  
 (★は発動性の制度資金等です。※は被災証明書が必要です)

融資等機関 (窓口)	資金等名	主な使い道	対象者	償還 (据置) 又は条 件等	貸付限度額 又は 補助率
JA (窓口：JA)	農林水産業 災害対策資金 ★※	① 経営安定の ための運転資金 ② 生活維持に 必要な資金	被災農林 水産漁業 者	5 (1)年	① 個人1,000万円 法人2,000万円 ② 個人300万円
JA等 (窓口：JA他)	農業近代化 資金	施設・設備の復 旧に必要な資金	認定農業 者	15 (7)年	・個人1,800万円 ・法人2億円
日本政策金融公庫 (窓口： JA 又は 日本政策金融公庫 静岡支店 054-205-6070)	農林漁業セー フティネット 資金 ※	災害により被害 を受けた経営の 再建に必要な資 金	認定農業 者その他 担い手等	10 (3)年	・一般600万円 ・特認：年間経営費の 3/12 の又は粗収益の 3/12 のいずれか低い 額
	農業経営基盤 強化資金(ス ーパーL資 金)	災害や事故によ り必要となった 長期資金	認定農業 者	25 (10)年	・個人3億円 ・法人10億円
	農林漁業施設 資金(災害復 旧) ※	災害を原因とす る農業施設の被 害の復旧に必要 な資金	認定農業 者その他 担い手等	15 (3)年	負担額の80%又は1 施設あたり300万円の いずれか低い額
	農業基盤整備 資金	災害により崩れ たほ場等の復旧 に必要な資金	土地改良 区、任意 団体、農 業者等	25 (10)年	負担額の全額
国 (窓口： 浜松市農業振興課 457-2331)	被災農業者向 け経営体育成 支援事業★※	災害により被害 を受けた生産に 必要な農業用施 設・機械の再建・ 修繕等に必要な 資金	農業者、 任意団体	金融機 関から の融資	事業費の3/10 (当該台風等の地域 の被害が国による激 甚災害指定をうけた 場合1/2以内となる場 合があります)